

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成25年4月8日

【発行者名】 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 水嶋 浩雅

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

【事務連絡者氏名】 山口 節一

【電話番号】 03-5208-5211

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 J A S D A Q - T O P 2 0 上場投信

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 継続申込期間 50億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年10月5日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、関係情報を新たな情報により訂正し、また記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部____は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

ファンドの基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において追加型投信 / 国内 / 株式 / E T F / インデックス型に該当し、属性区分は以下の通りです。

<略>

当ファンドが該当しない商品分類および属性区分、その定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

<訂正後>

ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において追加型投信 / 国内 / 株式 / E T F / インデックス型に該当し、属性区分は以下の通りです。

<略>

当ファンドが該当しない商品分類および属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（3）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

委託会社の概況

a . 資本金（平成24年8月末日現在）

<略>

c . 大株主の状況（平成24年8月末日現在）

氏名または名称	住 所	所有株数	比率
(株) シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	7,400株	100%

<訂正後>

委託会社の概況

a . 資本金（平成25年2月末日現在）

<略>

c . 大株主の状況（平成25年2月末日現在）

氏名または名称	住 所	所有株数	比率
(株) シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	7,400株	100%

2【投資方針】

(3)【運用体制】

<訂正前>

<略>

ファンド運用に関する社内規程等として、投資政策委員会規程、同委員会運用規程、投資判断者服務規程、信用取引に係る社内規則、債券の貸借取引等に係る業務規則、資金の借入に係る業務規則、コールローンの取り手選定に係る規則、外国為替予約に係る業務規則、有価証券先物取引等取扱規則、株式の貸付に係る社内規則及び売買執行に関する基準（株式及び債券）等を設けて遵守すべき基本的な事項を定めています。

ファンドの運用体制、規程等は平成24年7月末日現在のものであり、今後変更する場合があります。

<訂正後>

<略>

ファンド運用に関する社内規程等として、投資政策委員会規程、投資判断者服務規程、信用取引に係る社内規則、債券の貸借取引等に係る業務規則、資金の借入に係る業務規則、コールローンの取り手選定に係る規則、外国為替予約に係る業務規則、有価証券先物取引等取扱規則、株式の貸付に係る社内規則及び売買執行に関する基準（株式及び債券）等を設けて遵守すべき基本的な事項を定めています。

ファンドの運用体制、規程等は平成25年2月末日現在のものであり、今後変更する場合があります。

3【投資リスク】

(2) その他の留意点

<訂正前>

<略>

当ファンドの基準価額の計算は、法令および社団法人投資信託協会規則等に従って時価評価を行います。有価証券等及び先物取引の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格です。

<略>

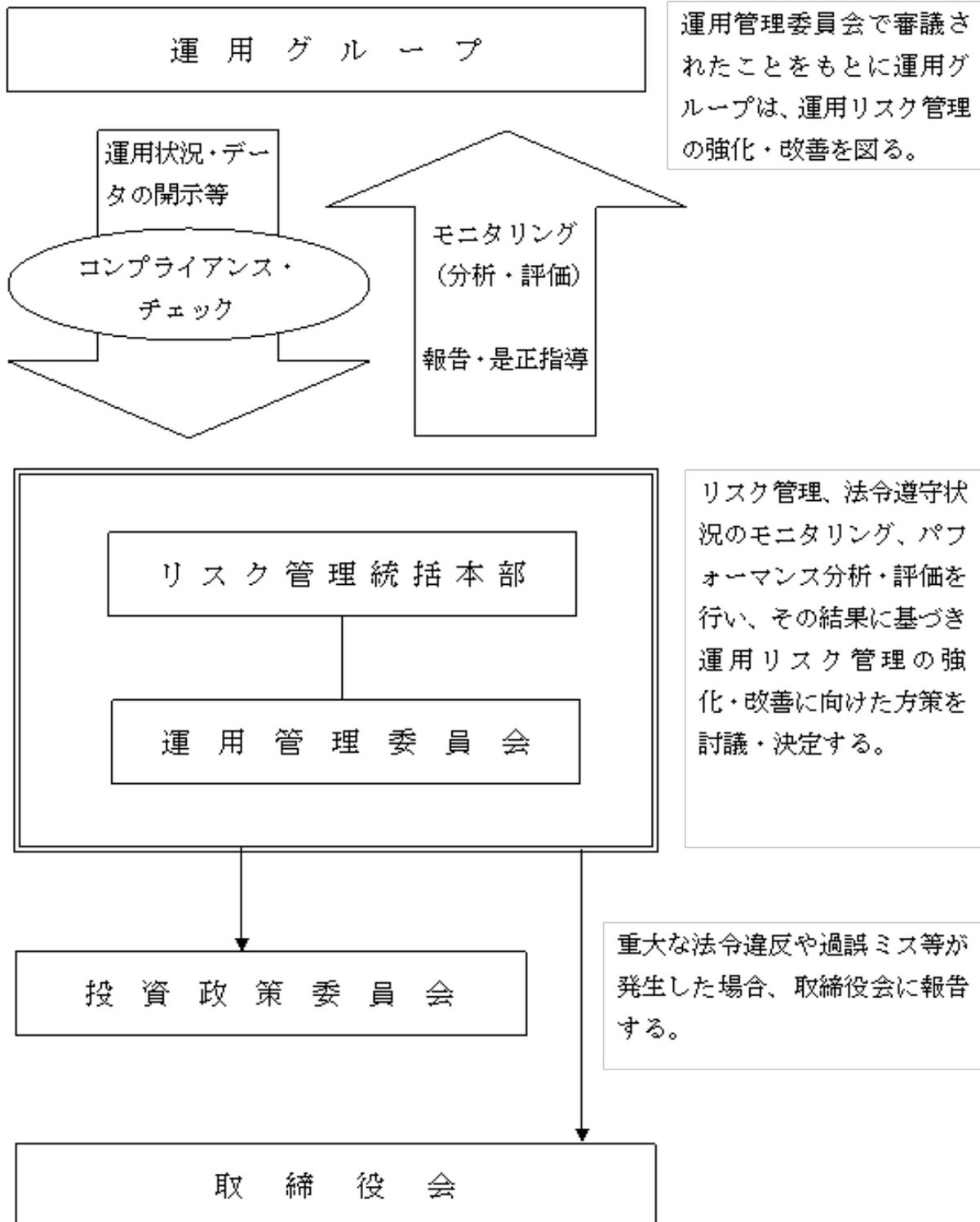
<訂正後>

<略>

当ファンドの基準価額の計算は、法令および一般社団法人投資信託協会規則等に従って時価評価を行います。有価証券等及び先物取引の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格です。

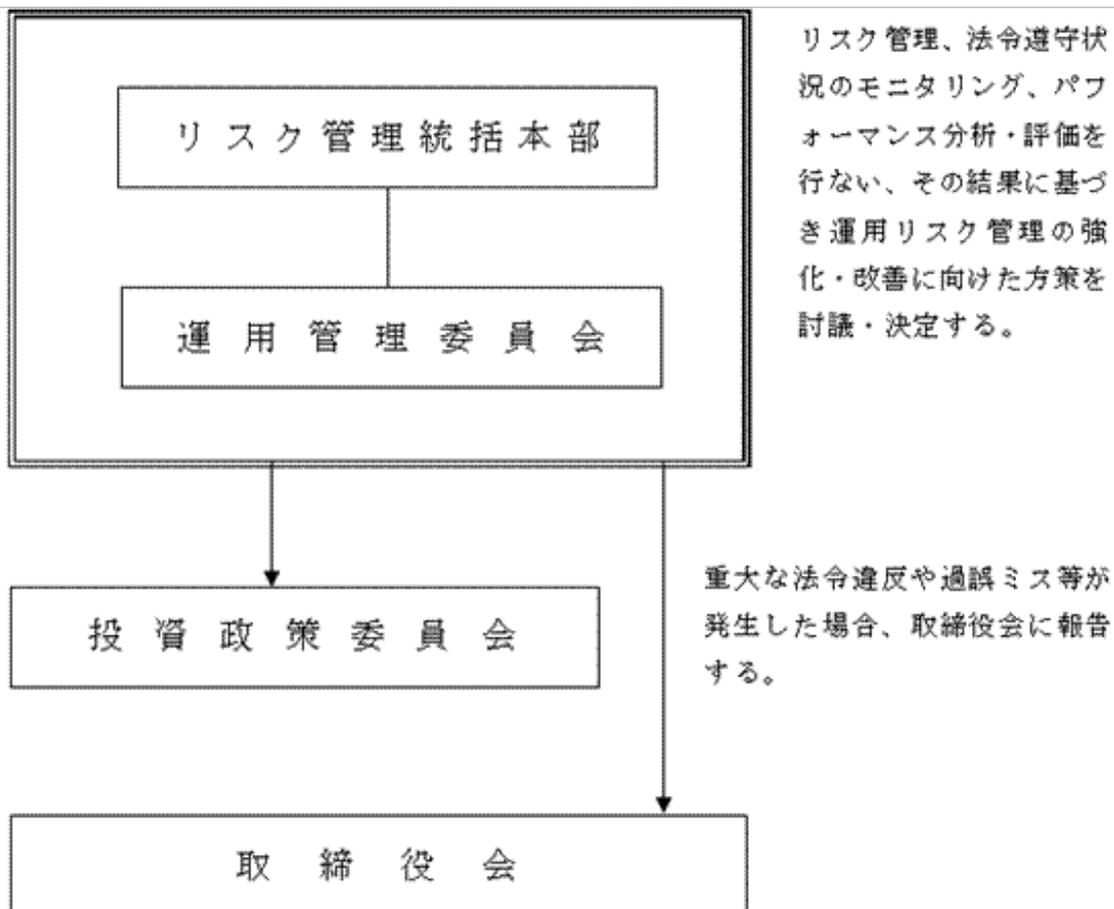
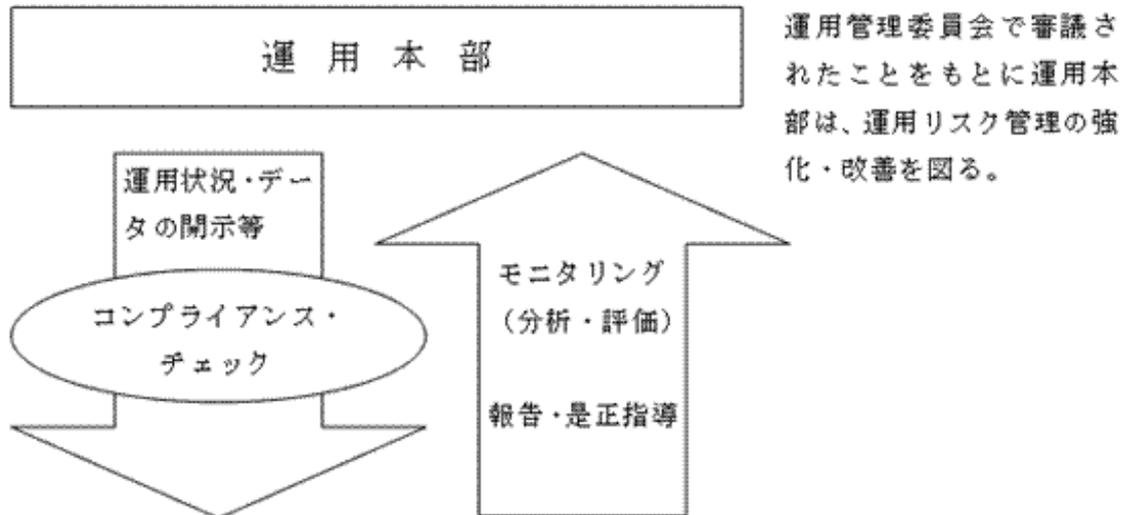
<略>

<訂正前>



※ 上記のリスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。

<訂正後>



※ 上記のリスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

(4)【その他の手数料等】

以下の通り更新・訂正します。

当ファンドに関する組入有価証券および先物取引の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。

信託財産において一部解約代金の支払資金等に不足額が生じるときに資金の借入を行なった場合、その借入金の利息は、受益者の負担とし信託財産中から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（下記に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。

上記 に定める諸費用にかかわらず、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、下記aからgまでに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

- a. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
- b. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
- c. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
- d. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- e. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- f. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- g. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- h. 格付の取得に要する費用
- i. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用（信託財産に係る特定資産の価格調査に係る費用を含みます。）

ファンドの上場に係る費用

- 新規上場および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、及び追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.007875%（税抜0.0075%）。
- 上場の年賦課金：6か月間ごとに純資産総額の0.084%（税抜0.08%）、毎年末の純資産総額に対して、0.007875%（税抜0.0075%）及びTDnet利用料。
- 上記の他、新規上場に際して、52.5万円（税抜50万円）の費用があります。

委託者は、上記 および に定める諸経費の全部または一部の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けるときに、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委

託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸経費の全部または一部の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率又は固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

上記 において諸経費の全部または一部について上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または信託期間中に、かかる上限、固定率または固定金額を何時にても変更することができます。

当該手数料等の合計額については、受益者がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することは出来ません。

(5) 【課税上の取扱い】

< 法人受益者の場合 >

< 訂正前 >

< 略 >

収益分配金の受取り時

源泉徴収税率については、平成24年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%（所得税のみ）、平成26年1月1日以降は15.315%（所得税のみ）となります。

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

収益分配金の受取り時

源泉徴収税率については、平成25年12月31日までは7.147%（所得税のみ）、平成26年1月1日以降は15.315%（所得税のみ）となります。

< 略 >

5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を以下のとおり更新・訂正します。

<更新・訂正後>

以下は平成25年2月末日現在の運用状況であります。

(1)【投資状況】

種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株券	日本	1,136,478,000	99.27
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		8,306,011	0.73
合計（純資産総額）		1,144,784,011	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

ア、国内株式

国名	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	ガンホー・オンライン・エンターテイメント	情報・通信業	210	180,300.00	37,863,000	2,787,000.00	585,270,000	51.12
日本	株式	一建設	不動産業	21,000	2,243.00	47,103,000	3,680.00	77,280,000	6.75
日本	株式	メッセージ	サービス業	210	266,000.00	55,860,000	270,000.00	56,700,000	4.95
日本	株式	デジタルガレージ	情報・通信業	210	167,600.00	35,196,000	243,000.00	51,030,000	4.46
日本	株式	第一興商	卸売業	21,000	1,660.00	34,860,000	2,399.00	50,379,000	4.40
日本	株式	日本マクドナルドホールディングス	小売業	21,000	2,247.00	47,187,000	2,322.00	48,762,000	4.26
日本	株式	ビットアイル	情報・通信業	42,000	694.00	29,148,000	1,071.00	44,982,000	3.93
日本	株式	クルーズ	情報・通信業	210	62,200.00	13,062,000	160,500.00	33,705,000	2.94
日本	株式	インフォコム	情報・通信業	210	87,600.00	18,396,000	132,700.00	27,867,000	2.43
日本	株式	ジュビターテレコム	情報・通信業	210	82,900.00	17,409,000	123,000.00	25,830,000	2.26
日本	株式	エムティーアイ	情報・通信業	210	92,000.00	19,320,000	96,200.00	20,202,000	1.76
日本	株式	ボラテクノ	化学	42,000	505.50	21,231,000	446.00	18,732,000	1.64
日本	株式	ユビキタス	情報・通信業	210	64,000.00	13,440,000	85,000.00	17,850,000	1.56
日本	株式	楽天	サービス業	21,000	770.00	16,170,000	801.00	16,821,000	1.47
日本	株式	ベクター	小売業	21,000	315.00	6,615,000	705.00	14,805,000	1.29
日本	株式	メイコー	電気機器	21,000	780.00	16,380,000	615.00	12,915,000	1.13
日本	株式	ザインエレクトロニクス	電気機器	21,000	677.00	14,217,000	597.00	12,537,000	1.10
日本	株式	フェロテック	電気機器	21,000	480.00	10,080,000	376.00	7,896,000	0.69
日本	株式	田中化学研究所	化学	21,000	474.00	9,954,000	345.00	7,245,000	0.63
日本	株式	日本マイクロニクス	電気機器	21,000	316.00	6,636,000	270.00	5,670,000	0.50

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
株式	化学	2.27
	電気機器	3.41
	情報・通信業	70.47
	卸売業	4.40
	小売業	5.55
	不動産業	6.75
	サービス業	6.42
合計		99.27

【投資不動産物件】

該当なし

【その他投資資産の主要なもの】

該当なし

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

計算期間・月末		純資産総額（円）		1口当たりの純資産総額（円）	
第1期	（平成23年7月8日）	分配付：	1,035,189,565	分配付：	1,478.8
		分配落：	1,031,129,565	分配落：	1,473
第2期	（平成24年7月8日）	分配付：	797,331,116	分配付：	1,139.3
		分配落：	788,021,116	分配落：	1,126
平成24年2月末日		881,658,773		1,260	
平成24年3月末日		882,752,573		1,261	
平成24年4月末日		877,700,156		1,254	
平成24年5月末日		769,348,463		1,099	
平成24年6月末日		799,449,777		1,142	
平成24年7月末日		746,779,460		1,067	
平成24年8月末日		760,839,454		1,087	
平成24年9月末日		830,254,492		1,186	
平成24年10月末日		852,317,006		1,218	
平成24年11月末日		933,057,784		1,333	
平成24年12月末日		1,050,845,876		1,501	
平成25年1月末日		826,901,481		1,962	
平成25年2月末日		1,144,784,011		2,716	

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金
第1期 （平成23年7月8日）	5.8円
第2期 （平成24年7月8日）	13.3円

【収益率の推移】

計算期間	収益率
第1期 （自平成22年12月2日 至平成23年7月8日）	8.1%
第2期 （自平成23年7月9日 至平成24年7月8日）	23.0%

第3期中間 （自 平成24年7月9日 至 平成25年1月8日）	32.0%
---------------------------------------	-------

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に100を乗じて得た数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	700,000	0	700,000
第2期	0	0	700,000
第3期中間	0	278,447	421,553

（注1）第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

（注2）上記数字はすべて本邦内における設定および解約の実績です。

（参考情報）運用実績（2013年2月29日現在）

<基準価額・純資産の推移>



基準価額	2,716 円
純資産総額	11.45 億円

<分配の推移>

決算期	分配金
2011年7月	5.80 円
2012年7月	13.30 円
設定未累計	19.10 円

※分配金は1口当たり、税引前の金額です。

<主要な資産の状況>

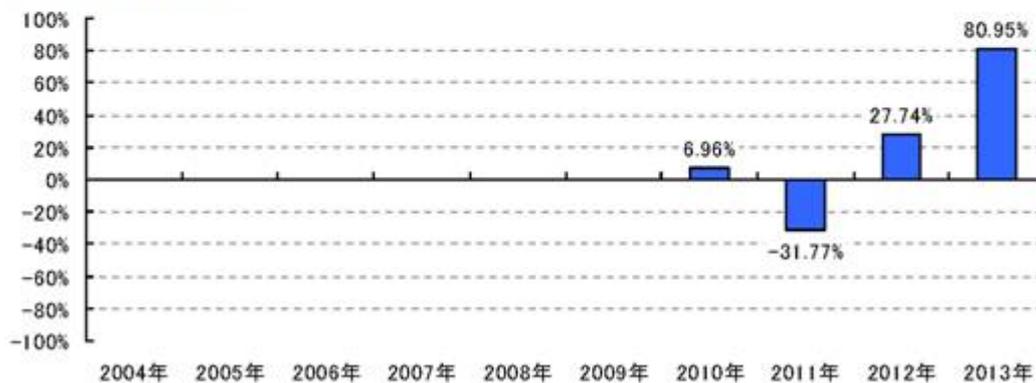
■組入上位 10 銘柄

	銘柄名	業種	比率
1	ガンホー・オンライン・エンターテイメント	情報・通信業	51.1%
2	一建設	不動産業	6.8%
3	メッセージ	サービス業	5.0%
4	デジタルガレージ	情報・通信業	4.5%
5	第一興商	卸売業	4.4%
6	日本マクドナルドホールディングス	小売業	4.3%
7	ビットアイル	情報・通信業	3.9%
8	クルーズ	情報・通信業	2.9%
9	インフォコム	情報・通信業	2.4%
10	ジュビターテレコム	情報・通信業	2.3%

■業種別上位構成比

	業種	比率
1	情報・通信業	70.5%
2	不動産業	6.8%
3	サービス業	6.4%
4	小売業	5.6%
5	卸売業	4.4%

<年間収益率の推移> (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資して計算しています。
- ・2010年については、設定日(2010年12月2日)から2010年12月末までの収益率を記載しております。
- ・2013年については、年初から2月末までの収益率を記載しております。
- ・対象指標の算出開始日が2010年10月12日であるため、対象指標の収益率は記載しておりません。

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<訂正前>

基準価額の計算方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額

（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日おける受益権総口数で除した金額をいいます。

< 略 >

運用資産の評価基準および評価方法

法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、原則として時価により評価しております。

< 訂正後 >

基準価額の計算方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日おける受益権総口数で除した金額をいいます。

< 略 >

運用資産の評価基準および評価方法

法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、原則として時価により評価しております。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1財務諸表」の末尾に、以下の「中間財務諸表」が追加されます。

<追加>

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成24年7月9日から平成25年1月8日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

JASDAQ - TOP20 上場投信

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

		当中間計算期間末 (平成25年1月8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		1,107,823,643
株式	3	1,045,345,000
未収配当金		1,575,000
未収利息		1,521
その他未収収益		424,881
流動資産合計		2,155,170,045
資産合計		2,155,170,045
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金		-
未払受託者報酬		402,079
未払委託者報酬		2,731,515
未払利息		55,727
受入担保金		1,098,000,000
その他未払費用		855,562
流動負債合計		1,102,044,883
負債合計		1,102,044,883
純資産の部		
元本等		
元本	1 2	1,127,000,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	4	73,874,838
(分配準備積立金)		96,857
元本等合計		1,053,125,162
純資産合計		1,053,125,162
負債純資産合計		2,155,170,045

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当中間計算期間 (自 平成24年7月9日 至 平成25年1月8日)
営業収益	
受取配当金	5,600,000
受取利息	224,329
有価証券売買等損益	261,800,000
その他収益	1,691,008
営業収益合計	269,315,337
営業費用	
支払利息	222,126
受託者報酬	402,079
委託者報酬	2,731,515
その他費用	855,571
営業費用合計	4,211,291
営業利益又は営業損失()	265,104,046
経常利益又は経常損失()	265,104,046
中間純利益又は中間純損失()	265,104,046
一部交換に伴う中間純利益金額の分配額	-
期首剰余金又は期首欠損金()	338,978,884
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	73,874,838

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所等が発表する基準値、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
--------------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	第2期 (平成24年7月8日現在)	当中間計算期間末 (平成25年1月8日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中交換元本額	期首元本額 1,127,000,000円 期中追加設定元本額 0円 期中交換元本額 0円	期首元本額 1,127,000,000円 期中追加設定元本額 0円 期中交換元本額 0円
2 計算期間末日における受益権の総数	700,000口	700,000口
3 株式貸借取引	有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券は次のとおりであります。 株式 783,545,000円	有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券は次のとおりであります。 株式 1,045,345,000円
4 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は338,978,884円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は73,874,838円であります。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 (自平成23年7月9日 至平成24年1月8日)	当中間計算期間 (自平成24年7月9日 至平成25年1月8日)
1. その他費用の内訳 監査費用 525,000円 印刷費用、上場申請費用等 370,679円	1. その他費用の内訳 主に印刷費用、上場関連費用及び監査費用等であります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 (平成24年7月8日現在)	当中間計算期間末 (平成25年1月8日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間期末の時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 「中間注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第2期 （平成24年7月8日現在）	当中間計算期間末 （平成25年1月8日現在）
1口当たりの純資産額 1,126円	1口当たりの純資産額 1,504円

2【ファンドの現況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」を、以下のとおり更新・訂正します。

<更新・訂正後>

【純資産額計算書】

平成25年2月28日現在

資産総額	3,179,876,076円
負債総額	2,035,092,065円
純資産総額（ - ）	1,144,784,011円
発行口数	421,553口
1口当たりの純資産額（ / ）	2,716円

第三部【委託会社等の情報】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 1 委託会社等の概況」および「2 事業の内容及び営業の状況」を、以下のとおり更新・訂正します。

<更新・訂正後>

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等（平成25年2月末日現在）

資本金の額 370百万円

発行する株式の総数 12,000株

発行済株式総数 7,400株

過去5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

平成25年2月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託の総ファンド数は53本であり、当該ファンドの純資産総額の合計は130,133百万円です。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	37	121,061百万円
単位型株式投資信託	6	3,855百万円
単位型公社債投資信託	10	5,217百万円
合計	53	130,133百万円

3【委託会社等の経理状況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」を、以下のとおり更新・訂正します。

<更新・訂正後>

(1) 年次財務諸表

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(2) 中間財務諸表

1. 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (平成23年3月31日現在)		当事業年度 (平成24年3月31日現在)	
		金額		金額	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金・預金			878,260		1,027,027
2 前払費用			4,906		4,370
3 未収委託者報酬			89,596		97,659
4 未収運用受託報酬			148,138		190,524
5 未収投資助言報酬			16,627		-
6 その他			4,124		11,237
流動資産計			1,141,654		1,330,818
固定資産					
1 有形固定資産			9,918		8,769
(1) 建物付属設備	*1	7,728		*1	6,199
(2) 器具備品	*1	2,189		*1	2,569
2 無形固定資産			1,679		1,390
(1) 電話加入権			761		761
(2) ソフトウェア	*2	542		*2	343
(3) 協会基金	*2	375		*2	285
3 投資その他の資産			72,808		72,492
(1) 投資有価証券			100		-
(2) 出資金			10,000		10,000
(3) 長期差入保証金			62,708		62,492
固定資産計			84,405		82,651
資産合計			1,226,060		1,413,469

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (平成23年3月31日現在)		当事業年度 (平成24年3月31日現在)	
		金額		金額	
(負債の部)					
流動負債					
1 預り金			12,687		15,913
2 未払金			166,576		198,875
3 関係会社未払金			18,322		18,174
4 未払費用			11,956		11,788
5 未払法人税等			52,990		65,501
6 未払消費税等			7,990		21,472
7 前受金			3,592		3,137
流動負債計			274,117		334,863
固定負債					
1 資産除去債務			16,520		16,709
2 繰延税金負債			2,527		1,811
固定負債計			19,048		18,521
負債合計			293,165		353,384

(純資産の部)			
株主資本			
1 資本金		370,000	370,000
2 利益剰余金			
(1) 利益準備金	19,980		19,980
(2) その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	542,915		670,105
利益剰余金計		562,895	690,085
株主資本計		932,895	1,060,085
純資産合計		932,895	1,060,085
負債・純資産合計		1,226,060	1,413,469

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
		金額		金額	
営業収益					
1 委託者報酬		833,648		1,130,901	
2 運用受託報酬		314,586		272,809	
3 投資助言報酬		71,856		-	
4 その他営業収益		6,510	1,226,601	57	1,403,769
営業費用					
1 支払手数料		117,384		99,020	
2 調査費					
(1) 調査費		19,671		21,927	
(2) 委託調査費		134,218		144,711	
3 委託計算費		36,559		40,326	
4 通信費		3,676	311,510	7,348	313,334
一般管理費					
1 給料					
(1) 役員報酬	*2	216,760		*2	271,316
(2) 給料・手当		225,649		223,712	
(3) 賞与・退職金等		131,980		156,023	
2 交際費		3,149		3,285	
3 旅費交通費		11,078		16,092	
4 業務事務委託費		21,295		18,866	
5 租税公課		4,434		4,986	
6 不動産賃借料		88,161		85,124	
7 固定資産減価償却費		3,519		3,839	
8 諸経費	*1	68,888	774,918	*1	87,504
営業利益			140,172		219,683
営業外収益					
1 受取利息		122		82	
2 その他の営業外収益		0	123	342	424
営業外費用					
1 支払利息		-		32	

2 為替差損	246		130	
3 その他の営業外費用	23	269	-	162
経常利益		140,025		219,944
特別損失				
1 固定資産除却損	-		101	
2 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	8,491	8,491	-	101
税引前当期純利益		131,533		219,843
法人税、住民税及び事業税	61,132		93,369	
法人税等調整額	2,527	63,660	716	92,653
当期純利益		67,873		127,190

（3）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

科目	期別	前事業年度		当事業年度	
		自 平成22年 4月 1日	至 平成23年 3月 31日	自 平成23年 4月 1日	至 平成24年 3月 31日
株主資本					
資本金					
当期首残高			370,000		370,000
当期末残高			370,000		370,000
利益剰余金					
利益準備金					
当期首残高			19,980		19,980
当期末残高			19,980		19,980
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金					
当期首残高			475,041		542,915
当期変動額					
当期純利益			67,873		127,190
当期変動額合計			67,873		127,190
当期末残高			542,915		670,105
株主資本合計					
当期首残高			865,021		932,895
当期変動額					
当期純利益			67,873		127,190
当期変動額合計			67,873		127,190
当期末残高			932,895		1,060,085
純資産合計					
当期首残高			865,021		932,895
当期変動額					
当期純利益			67,873		127,190
当期変動額合計			67,873		127,190
当期末残高			932,895		1,060,085

[次へ](#)

[重要な会計方針]

1．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備 8年～15年

器具備品 3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

なお、個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

2．引当金の計上基準

貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当事業年度の計上額はありません。

3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

[追加情報]

当事業年度の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の修正により、「会計上の変更及び誤謬の修正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の修正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

* 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
建物付属設備	10,667千円	12,196千円
器具備品	24,209千円	20,447千円
計	34,876千円	32,644千円

* 2 無形固定資産償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
ソフトウェア	2,109千円	2,309千円
協会基金	75千円	165千円
計	2,184千円	2,474千円

(損益計算書関係)

* 1 関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
諸経費	3,967千円	3,487千円

* 2 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
取締役	600,000千円	600,000千円
監査役	5,000千円	5,000千円

(株主資本変動計算書関係)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係わる未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年以内	61,611	63,643
1年超	149,190	79,785

合計	210,802	143,428
----	---------	---------

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

出資金はファンド組成のために拠出した資金であり、減損リスクに晒されております。

長期差入保証金については、オフィスおよび社宅の敷金であります。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金及び関係会社未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

減損リスク

当社は、出資金について、定期的に出資先の財務状態等をモニタリングしております。

流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります

市場リスク

当社は外貨建ての預金及び営業債権について残高が僅少であり、市場リスクを管理する重要性は低いと判断しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注2）

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）現金・預金	878,260	878,260	-
（2）未収委託者報酬	89,596	89,596	-
（3）未収運用受託報酬	148,138	148,138	-
（4）未収投資助言報酬	16,627	16,627	-

(5) 長期差入保証金	62,708	62,708	-
資産計	1,195,329	1,195,329	-
(1) 未払金	166,576	166,576	-
(2) 関係会社未払金	18,322	18,322	-
(3) 未払法人税等	52,990	52,990	-
負債計	237,888	237,888	-

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,027,027	1,027,027	-
(2) 未収委託者報酬	97,659	97,659	-
(3) 未収運用受託報酬	190,524	190,524	-
(4) 未収投資助言報酬	-	-	-
(5) 長期差入保証金	62,492	62,492	-
資産計	1,377,703	1,377,703	-
(1) 未払金	198,875	198,875	-
(2) 関係会社未払金	18,174	18,174	-
(3) 未払法人税等	65,501	65,501	-
負債計	282,550	282,550	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（資産）

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、（4）未収投資助言報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（5）長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

（負債）

（1）未払金、（2）関係会社未払金、（3）未払法人税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
出資金	10,000

上記については、市場価格がなくかつ将来キャッシュフローが約定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

（注3）金融債権等の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成23年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	878,260	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	89,596	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	148,138	-	-	-
(4) 未収投資助言報酬	16,627	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	62,708	-	-
合計	1,132,621	62,708	-	-

当事業年度(平成24年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	1,027,027	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	97,659	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	190,524	-	-	-
(4) 未収投資助言報酬	-	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	62,492	-	-
合計	1,315,211	62,492	-	-

(注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
該当事項はありません。

(有価証券関係)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(退職給付関係)
該当事項はありません。

(持分法損益等)
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		

未払費用否認	4,203千円	4,619千円
未払事業税	4,392千円	5,101千円
資産除去債務	6,724千円	5,948千円
繰延税金資産小計	15,319千円	15,669千円
評価性引当金	15,319千円	15,669千円
繰延税金資産合計	- 千円	- 千円
繰延税金負債		
固定資産（除去費用）	2,527千円	1,811千円
繰延税金負債合計	2,527千円	1,811千円
繰延税金負債の純額	2,527千円	1,811千円

2．法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.7%	40.7%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%	0.6%
住民税均等割	0.2%	0.1%
評価性引当額	6.6%	0.2%
その他	0.0%	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.4%	42.1%

3．法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。

この税率の変更により繰延税金負債の純額及び法人税等調整額に及ぼす影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から12年と見積り、割引率は1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度	当事業年度
期首残高	16,333千円	16,520千円
時の経過による調整額	186千円	189千円
期末残高	16,520千円	16,709千円

（注）前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる残高であります。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への売上高	833,648	314,586	71,856	6,510	1,226,601

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	1,130,901	272,809	57	1,403,769

2 地域ごとの情報

（1）売上高

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

日本	英国バージン諸島	その他	合計
917,315	274,447	34,838	1,226,601

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

日本	英国バージン諸島	その他	合計
1,234,189	146,929	22,650	1,403,769

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

(単位:千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	274,447	投資運用・顧問業

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

(単位:千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	146,929	投資運用・顧問業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の子会社支配、被支配 役員の兼任	事務所 施設の 賃貸等	3,967	関係会社 未払金	18,322
親会社の 役員が支 配する会 社	㈱SIMPLEX	東京都千代田区	90,000	資産運用・ 管理	(被所有) 間接・ 31.08%	オフィス共有 事務協力関係	事務受託 収入	6,500	-	-

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の子会社支配、被支配 役員の兼任	事務所 施設の 賃貸等	3,487	関係会社 未払金	18,174

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容又は 職業	議決権等の所 有(被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国領バージン諸島	50万米ドル	投資運用業	-	投資一任契約及び投資助言契約役員の兼任	運用受託報酬 投資助言報酬(注1)	202,591 71,856	未収運用受託報酬 未収投資助言報酬	120,146 16,627
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資信託事務委託業	-	事務協力関係役員の兼任	委託調査費	1,741	未払金	457

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容又は 職業	議決権等の所 有(被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国領バージン諸島	50万米ドル	投資運用業	-	投資一任契約役員の兼任	運用受託報酬(注1)	146,929	未収運用受託報酬	163,268
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資信託事務委託業	-	事務協力関係役員の兼任	委託調査費	9,060	未収金 未払金	289 2,027

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取り及び支払いを行っております。

2. 取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス 非上場

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	126,066円89銭	1株当たり純資産額	143,254円79銭
1株当たり当期純利益金額	9,172円13銭	1株当たり当期純利益金額	17,187円90銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記述しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記述しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

1 株当たり純資産額

項目	前事業年度	当事業年度
	(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
当期純利益	67,873千円	127,190千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	67,873千円	127,190千円
期中平均株式数	7.4千株	7.4千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)

(1)【中間貸借対照表】

(単位：千円)

科目	期 別	当中間会計期間末 (平成24年9月30日現在)	
		金 額	
(資産の部)			
流動資産			
1 現金・預金			950,545
2 前払費用			9,009
3 未収委託者報酬			111,412
4 未収運用受託報酬			46,323
5 その他			16,531
流動資産計			1,133,822
固定資産			
1 有形固定資産			8,035
(1) 建物附属設備	*1	5,588	
(2) 器具備品	*1	2,447	
2 無形固定資産			1,249
(1) 電話加入権		761	
(2) ソフトウェア	*2	247	
(3) 協会基金	*2	240	
3 投資その他の資産			71,237
(1) 出資金		10,000	
(2) 長期差入保証金		61,167	
(3) 長期前払費用		70	
固定資産計			80,522
資産合計			1,214,345

(単位：千円)

科目	期 別	当中間会計期間末 (平成24年9月30日現在)	
		金 額	
(負債の部)			
流動負債			
1 預り金			17,828
2 未払金			27,600
3 関係会社未払金			18,694
4 未払費用			9,827
5 未払法人税等			14,421
6 未払消費税等			4,446
7 前受金			6,669
流動負債計			99,486
固定負債			
1 資産除去債務			16,805
2 繰延税金負債			1,617
固定負債計			18,422
負債合計			117,909
(純資産の部)			

株主資本		
1 資本金		370,000
2 利益剰余金		
(1) 利益準備金	19,980	
(2) その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	706,456	
利益剰余金計		726,436
株主資本計		1,096,436
純資産合計		1,096,436
負債・純資産合計		1,214,345

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

科目	期別	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
		金額
営業収益		
委託者報酬		478,681
運用受託報酬		121,355
営業収益計		600,036
営業費用		181,446
一般管理費	*1	367,582
営業利益		51,007
営業外収益		
受取利息		28
その他営業外収益		686
営業外収益計		715
営業外費用		
為替差損		2,969
営業外費用計		2,969
経常利益		48,753
税引前中間純利益		48,753
法人税、住民税及び事業税		12,597
法人税等調整額		194
中間純利益		36,350

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

科目	期別	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
	株主資本 資本金	

当期首残高	370,000
当中間期末残高	370,000
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	19,980
当中間期末残高	19,980
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	670,105
当中間期変動額	
中間純利益	36,350
当中間期変動額合計	36,350
当中間期末残高	706,456
利益剰余金合計	
当期首残高	690,085
当中間期変動額	
中間純利益	36,350
当中間期変動額合計	36,350
当中間期末残高	726,436
株主資本合計	
当期首残高	1,060,085
当中間期変動額	
中間純利益	36,350
当中間期変動額合計	36,350
当中間期末残高	1,096,436
純資産合計	
当期首残高	1,060,085
当中間期変動額	
中間純利益	36,350
当中間期変動額合計	36,350
当中間期末残高	1,096,436

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	期別	第14期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)

（中間損益計算書関係）

第14期中間会計期間 （自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	1,245千円
無形固定資産	140千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第14期中間会計期間（自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

（リ - ス取引関係）

第14期中間会計期間 （自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）	
1 . オペレーティング・リース取引	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係わる未経過リース料	
一年以内	61,572千円
一年超	242,644千円
合計	304,216千円

（金融商品関係）

第14期中間会計期間（自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）

平成24年 9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	950,545	950,545	
(2) 未収委託者報酬	111,412	111,412	
(3) 未収運用受託報酬	46,323	46,323	
(4) 長期差入保証金	61,167	61,167	
資産計	1,169,447	1,169,447	
(1) 未払金	27,600	27,600	
(2) 関係会社未払金	18,694	18,694	
(3) 未払法人税等	14,421	14,421	
負債計	60,715	60,715	

注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

（資産）

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（４）長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、賃貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

（負債）

（１）未払金、（２）関係会社未払金、（３）未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
出資金	10,000

上記については、市場価格がなくかつ将来キャッシュフローが約定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第14期中間会計期間末（平成24年9月30日現在）

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	16,709千円
時の経過による調整額	95千円
当中間会計期間の期末残高	<u>16,805千円</u>

（セグメント情報等）

第14期中間会計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	合計
外部顧客への売上高	478,681	121,355	600,036

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	英国バージン諸島	その他	合計
524,274	66,604	9,157	600,036

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	66,604	投資運用・顧問業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(一株当たり情報)

第14期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
1株当たり純資産額	148,167 円04銭
1株当たり中間純利益金額	4,912円25銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記述していません。	
2. 1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。	
中間純利益	36,350千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	36,350千円
期中平均株式数	7,400株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」を、以下のとおり更新・訂正します。

<更新・訂正後>**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

名称 : 三井住友信託銀行株式会社
 資本金の額 : 342,037百万円（平成25年4月1日現在）
 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託受託会社

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 資本金の額 : 51,000百万円（平成24年9月末現在）
 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

(2) 販売会社

名 称	資本の額 (平成24年9月末現在)	事業内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。
野村證券株式会社	10,000百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	

平成25年4月1日現在

独立監査人の中間監査報告書

平成25年2月6日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJASDAQ-TOPIX上場投信の平成24年7月9日から平成25年1月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、JASDAQ-TOPIX上場投信の平成25年1月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年7月9日から平成25年1月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

() 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年 6 月29日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山崎 慎 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月20日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎 慎 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。